

議 第 19 号

令和8年3月26日提出

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則(昭和41年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「課長 室長」を「課長 担当課長 室長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(提出理由)

令和8年4月1日付け組織改編等に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、熊本市教育委員会事務局及び熊本市教育委員会の所管に属する学校（専修学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関の職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務局職員の職）</p> <p>第2条 熊本市教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長 総括審議員 部長 首席審議員 首席教育審議員 課長 担当課長 室長 副課長 審議員 教育審議員 政策審議員 課長補佐 主幹 技術主幹 医療技術主幹 政策監 主任指導主事 指導主事 社会教育主事 主査 参事 技術参事 主任主任主事 主任技師 副主任 主事 技師</p> <p>2 教育次長又は副課長の職には、当該教育次長又は副課長が特に担当することとされた事項を付することができる。</p> <p>附 則（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、熊本市教育委員会事務局及び熊本市教育委員会の所管に属する学校（専修学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関の職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務局職員の職）</p> <p>第2条 熊本市教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長 総括審議員 部長 首席審議員 首席教育審議員 課長 _____ 室長 副課長 審議員 教育審議員 政策審議員 課長補佐 主幹 技術主幹 医療技術主幹 政策監 主任指導主事 指導主事 社会教育主事 主査 参事 技術参事 主任主任主事 主任技師 副主任 主事 技師</p> <p>2 教育次長又は副課長の職には、当該教育次長又は副課長が特に担当することとされた事項を付することができる。</p> <p>附 則（略）</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。